

【司会（松原）】

それでは、これから、海外招へい者の方々に、それぞれの国や地域における監査制度について御報告していただいた後、日本側の専門家の方から当該報告に対するコメントを頂くことといたします。

最初に、中国の方新先生から、中国監査役制度の概要というテーマで御報告を頂きます。それでは方新先生、よろしくお願ひいたします。

「中国における監査制度の概要」

報告者：大成律師事務所上海事務所律師（弁護士） 方 新

コメント：同志社大学大学院法学研究科教授 川口 恭弘

【方】 御紹介にあずかりました、中国の大成法律事務所の弁護士の方新と申します。

本日は、こういう場を設けていただきまして、皆様とともに中国の監査制度と一緒に研究、勉強したいと思います。

近年、中国の会社法の整備に伴って、中国の監査制度も強化されてきております。一方で、実務では、中国の監査制度が余り機能していないと、かなり形がい化しているということも指摘されております。昨今、日本企業は中国に進出することが多く、既に中国において4万社以上の日系企業が設立されているというふうに言われております。

そういうことも背景にして、日本企業が海外子会社監査を含めて中国における現地法人の監査を重視しているという傾向があります。今日は、こういう場を借りて、皆様と一緒に研究させていただきたいと思ひます。

ほかの講師と比べて私のテーマが監査役制度となっておりますけれども、ほかの講師の方々はみんな監査制度となっておりますけれども、決して中国では企業監査というのは監査役による監査だけではありません。監査役による監査以外には、例えば外部の公認会計士、い

いわゆる監査法人のような組織による外部監査、及び内部監査ですね、内部の監査部門による監査もありますし、あとは、後ほど触れますけれども、例えば董事長による経営監督、ないし近年、上場会社に限られるんですけれども、導入された社外取締役による経営監督のようなものも存在しております。ただ、結構多岐にわたりますから一々触れる余裕がなく、今日は監査役に絞って勉強したいと思います。

監査役制度は、当然のことですけれども会社法の一環として整備されるもので、中国でもそういうふうになっております。中国の監査役制度の歴史ですけれども、実は中国の100年前の清王朝の施政にさかのぼることができます。清王朝の施政には大清律という法律が制定されて、そこで日本の方の協力を得て、初めて監査役制度を導入したわけです。ただ、当時は会計監査のみということになっていました。清の後、中華民国時代ないし国民党政権時代は会社法というものが制定されて、その中にも監査制度がありました。しかし、共産党政権ができた後、すべて国有に一本化して、近代的な会社法制度は事実上、廃止されました。そういう背景で、当然、会社法の一環としての監査役制度もいったん歴史から消えたんです。

1980年代から改革開放制度が導入されて、それに伴って会社法制度が、また復活されました。そういう背景で、まず下位的な法律ないし地方法令からですけれども、また監査役制度が再び導入されました。そして、1993年、共産党による政権の新中国という意味で中国初の会社法が制定されて、その中で監査役制度が正式に導入されました。

以降、その監査役制度は一定の役割を果たしたんですけれども、ただ制度上の様々な問題が指摘されて、先ほども申し上げましたとおり機能はしてないと、あるいは弱体になっているというようなことが指摘されて、今度、2005年、中国の会社法大改正において監査役制度が大幅に強化されております。そういう制度が現在も続いてきております。

時間の制約で、会社法の大改正により中国の監査役制度はどういうふう変わったのか、そういう部分はちょっと割愛しますけれども、一応、後ほど御紹介する監査役制度の概要の中で触れたいと思います。

次は、会社法による会社の機関ですけれども、要は監査役と監査役会というのは、機関として中国の会社法において、どういう位置づけになっているのかということを紹介するために、まずこれを御紹介したいと思いますけれども、基本的に図にすれば、大体、こういうようなものではないかというふうに考えております。まずは最高意思決定機関として、中国では株主会ないし株主総会というものが設けられております。中国では有限会社の総会を株主会と言いまして、株式会社の総会は株主総会と言います。

一方、業務執行はどうなっているかと言いますと、まずは執行機関ということが設けられて、その中には業務執行上の意思決定機関としての取締役会と業務執行の実行部会としての、経営管理機構とよく言われますけれども、特に総経理を初めとする経営管理部会がこれを担当します。

一方では、監督機関として監査役会というものが設置されております。それぞれの機関の設置状況とその選任及び権限は、このページの上の図のように書いておりますけれども、全部読むと時間がかかりますからポイントだけを御説明します。

まず、総会ですけれども、基本的にはすべての会社において設置しなければならない。ただし一人有限会社の場合及び中外合弁企業、中外合作企業などの場合は、例外として総会を設けなくてもいいということになっております。

あとは董事会ですけれども、日本語でいうと取締役会ですけれども、これも基本的にはすべての会社において設置する。しかし、出資者の数が比較的に少ない場合、又は会社の規模が小さい場合、董事会まで設置しなくてよく、1名の執行董事のみを設置すればいいということになっています。

次は董事長ですけれども、董事長というのは日本語にどういうふうに訳するのかいつも悩みますけれども、会長と訳す場合もありますけれども、ただ制度的に違うんですから会長と訳すのも余り適切ではない場合もあります。董事長が単独として機関になるかどうかについて、ちょっと中国でも見解が分かれているみたいです。基本的には董事長というのは董事会の招集、主催のようなことがメインですけれども、ただ、それだけではなく、董事長は実はこれ以外には会社の代表者になるのが多いです。昔、中国の法律では単独代表制で、かつすべての代表権が董事長に偏るということになりましたけれども、近年、法律が改正されて、定款の定めによって代表権を総経理に付与するということが可能になりましたのですが、実務ではそういうような例が非常に少ないです。だから、基本的には経営管理上には別段の定めがない限り、董事長が会社の代表者になるという構図が変わっておりません。これが1点です。

もう1点は、中国の会社法は取締役と取締役会には監督の権限を付与しておりません。だけれども、それに対し、董事長だけに董事会の決議事項の実行の検査という権限を付与しております。だから、これも一種の経営監督というふうに解されます。

先ほども申しあげましたとおり、取締役会、いわゆる董事会の運営などを指揮する以外には、こういうような特別な権限が付与されているから、私は董事長が単独の機関であるというふうに解釈しております。

あとは総経理ですね。これは日本法にはない制度ですけれども、総支配人に訳される場合もありますし、オフィサーと訳される場合もあります。時間のことで割愛しますけれども。

最後は、今日のテーマの監査役会・監事会ということで、監事会というのは原則としてすべての会社において、これを設置しなければならないんですが、ただ株主の数が少ない、又は会社の規模が小さい場合、監事会まで設置しなくてよく、1名から2名の監事を設置すればよいという制度になっております。監事会というのは会社の監督機関ですけれども、こういうように会社の機関構成について、世界範囲からすると一層制と二層制、いわゆるアメリカタイプとドイツタイプに分けられていますけれども、中国の制度は一層制とも二層制とも異なりまして、ちょっと非常に独特なシステムになっています。ただ、監事というのは総会により選任され、解任されることと、あとは董事会、いわゆる取締役会とは並列的機関になっているというようなところは非常に日本の制度に似ていると言われております。

しかし、一方では、例えば取締役会には監督の権限が付与されていないとか、あるいは独特の支配人制度ですね、総経理という制度が設置されているとか、総経理及びその他の高級

管理職が経営を担当するんですけれども、こういうようなことと、あとは定款により、日本では代表取締役というのは当然会社の代表者になって代表権を持つんですけれども、中国では定款によって代表権をだれに付与するのかを定めることができるというようなことは、また日本法とは違います。だから、非常に中国独特な部分が多いのです。

次は、国有企業に関する特別規定及び外商投資企業に関する特別規定ですけれども、実はこの二つ以外には、例えば上場会社に関する特別規定とかもあります。時間のことで、国有企業に関する特別規定は、今日は触れません。

上場会社について、中国では会社法以外、中国の証券監督管理委員会という機関がありまして、この機関はいわゆる上場会社を監督する主幹機関であるということになりまして、この証監会という機関がいろいろな上場会社に適用する法令を制定し、交付しております。例えば上場会社の定款ガイドラインとか上場会社統治準則ですね、統治というのはガバナンス、いわゆる上場会社のガバナンスガイドラインとか、そういうような法令を数多く制定しております。時間のことで全部説明するのはできないんですが、要は、一般会社よりは会社のガバナンスの強化ないし監査制度の強化が非常に強調されております。

外資系企業について、従来から合弁企業法とか合作企業法、外資企業法というような特別法令が制定されて、一部は実は会社法より早く制定されたんです。例えば、合弁企業法というのは中国では70年代の末に制定されたもので、先ほども申し上げましたとおり会社法というのは93年、会社法よりははるかに早くできたものです。この特別法の中には一部、会社のガバナンスないし機関設置についての規定がありまして、大体こういうふうになっております。特徴としては、例えば総会を設けないとか、あるいは監事会に関する制度がないというようなことになっておりますけれども——監査役会ですね、ただし近年、会社法の改正に伴って法律の解釈運用が変わりまして、現在、すべての外資系企業において監査役会を設置しなければならないということになっております。当然、規模の小さいもの、ないし株主の少ないものは監査役会までではなく、監事を1名ないし2名を設置すればいいんですけれども、一応、現在、監事をすべての外資系企業において設置しなければならないというふうになっております。ただし、法改正以前に既に設置された会社は一律に要求せず、会社の組織変動とかあったとき、設置を指導されるというようなことになっております。

駆け足ですけれども、次は監事会の設置と監事の選任ということで、先ほども申し上げましたとおり、原則として、すべての会社において3名以上の監事から構成する監事会という監督機関を設置しなければならないというふうになっております。ただし、出資者の数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい有限会社においては監事会までは設置せず、1、2名の監事のみを設置することができるというふうになっております。

現在、この法令からすると、いわゆる株式会社においては、中国では股份有限公司と言いますけれども、すべて監事会をつくらなければならない。ただし、これに対し有限会社の場合はこの基準で判断するんです。しかし、後でまた触れると思いますけれども、現在、出資者の数が比較的少ないと、規模が比較的小さいというのは具体的にどういう基準で判断するのか、その基準が現在、制定公布されておられません。だから、個々の解釈運用がすべて

行政当局にゆだねられています。それから、私どもが時々迷って一々、例えば上海であれば上海の当局にヒアリングに行くんですけども、人によって500人以下なら大丈夫です、1,000人以下なら大丈夫というような様々な解釈がありまして、今のところは有限会社であれば少なくとも特に罪には問われないというふうに理解していいと思います。

ただ、これに対し国営（国有）企業の場合は、すべての出資は国が行うんですから、本来、同じ基準ですと監事会までつくらなくてもいいんですけども、ただ国有企業に限っては、たとえ出資者が国のみの場合でも監事会まで設置しなければならないというふうになっております。

あとは監事の選任ですけども、後ほど触れますけれども、監事会設置会社と監事会非設置会社によって変わります。監事会設置会社においては従業員代表監事の選任が強制されます。ですから、中国では株主総会が選任する監事と従業員代表監事という2種類の監事が存在しております。株主代表監事というのは当然、株主ないし総会がこれを選任するんですけども、従業員代表監事は基本的には会社の従業員が選任するということになっております。ただし、株主代表監事ですけども、先ほども申し上げましたとおり、中国では一部の会社において総会が設けられてはいません。例えば一人有限公司、例えば中外合作、中外合弁企業においては総会というものが設けられてはいません。こういうような会社において、どういうふうに監事を選任するかと言いますと、出資者がダイレクトに選任するということになっております。

次は、監事ですけども、まず冒頭は、先ほど申し上げましたとおり、株主代表監事と従業員代表監事という2種類の監事が存在しております。この部分、まず従業員代表監事ではない、いわゆる株主代表監事について説明しますけれども、まず監事の資格、どういう人が監事になれるかということですが、まず積極的な資格については中国の会社法には何ら定めがありません。ただし、一部の特別な会社、又は特別な事業を行う会社についての特別法令には規定がありますけれども、ちょっと時間のことで全部触れることはできませんですけども、ただ会社法においては監事の消極的資格についてはいろいろな定めがあります。

まずは欠格事由です。これは会社法の第147条の1項です。例えば行為能力がないとか、あるいは経済的犯罪歴があるとかそういう場合です。

次は兼任禁止です。会社の董事や高級管理職の監事兼務が禁止されると。あとは公務員の兼務がある程度、禁止されるというようなことです。日本と共通ですけども、監事としての適任性について法的にはどう要求があるのかということもありますけれども、またこれは日本の会社法にはそんなに明確な規定はないんですけども、中国も同じです。会社法の一般的規定としては存在していません。ただし、一部の特別な会社、例えば上場会社及び特別な事業を行う会社、例えば証券会社とか保険会社とか、そういうような会社には関連の規定があります。一部、地方法令にもあるんですけども。これに違反して選任された者は、その選任が無効となります。

あとは員数ですけども、基本的には監事会設置会社であれば3名以上、監事会非設置会社であれば1名から2名というふうになっております。

次は、選任と解任ですけれども、基本的には総会において普通決議で選任・解任されると。これは日本と違いますけれども。日本では選任は普通決議でいいですけれども、解任の場合は基本的には特別決議ということになってるのではないかなと思いますけど、そうではないかな、申し訳ない。ちょっと私の理解が正しくないかもしれませんが、基本的にそういうふうになっておりますけれども。関連問題としては、一つは、実は監事の候補者の選任議案の提案権は董事です。取締役会に握られているということは、以前から指摘されております。一応、総会による選任ですけれども、ただ、だれが候補者を総会に提案するのかということになりますと、実務上では取締役会ないし代表取締役ですね、いわゆる董事長がこれを決めるのが多いんです。そうすると、結局、取締役の権限が監事会の人事にも及ぶということになりまして、これは独立性の問題が損なわれるということが指摘されております。

あとは解任手続ですけれども、解任の場合の陳述権とか、途中解約の制約とかは規定がないんですから、こういう観点からも独立性の問題があるのではないかなと言われております。

任期は基本的には3年です。法律では董事、いわゆる「取締役の任期は3年以内とする」ですけれども、「監事の任期は3年とする」と表現が違います。要するに、解釈では定款で監事の任期を短縮することはできないと。これは、監査役の独立性、あるいは業務執行の安定性を確保するという趣旨の制度と言われております。

次は従業員代表監事ですけれども、まず監事会設置会社においては、従業員代表監事の人数は監事総数の3分の1を下回ってはならないというふうになっております。これに対して、監事会非設置会社において、従業員代表監事の設置は任意であるというふうになっております。実は中国では日本と異なりまして、まず有限会社と株式会社に分けられて、かつ株式会社の設立のハードルが非常に高いんです。だから、中国では圧倒的に多いのは有限会社です。現在、外資系企業のほとんどは有限会社という形態をとっております。ですから、中国では、私どもの実務では、従業員代表監事まで設けられている企業が余りふだん見られないんですね。上場会社とか、よっぽど大きな会社じゃなければ、ほとんどの会社にはまだ従業員代表監事までは設置していないのが実状です。

資格ですけれども、一般要件としては会社の従業員であるということと、消極的には会社の管理職が従業員代表監事を兼任することは規制されます。というのは、これは兼任が認められると制度の趣旨が没却するんですから。あとは、選任は従業員代表大会と従業員大会という、これは時間のことでこの制度を説明するのが難しいですけれども、人数が多ければ代議制のようなものをもって従業員代表大会になります。ただ、会社の人数が少ない、ダイレクトに選挙とかを行っても物理的に難しくない会社であれば、従業員大会という制度をとっているわけです。

運用上の限界ですけれども、やっぱり従業員代表はもともと会社の序列の中で、高級管理者の指揮命令のもとで働くものですから、上司を監督するのはやっぱり難しいというふうに言われております。あとは会社経営に関する知識の欠如や、兼務してやる仕事ですから、こんな専任はできないというようなことで、だから期待されるほど機能はしてないということも指摘されております。

監事会ですけれども、基本的にはすべての株式会社及び規模の大きい有限会社においては監事会が設置されます。だから、監事会が設置された会社において一つの大きな特徴は、監事の独立性が認められないということです。監事会設置会社において監事会というものは合議制機関になりまして、基本的には監査権限というのは、この監事会において合議制のもとで行使しなければならない。基本的には監査役という1人の個人としては、一部の例外として、例えば調査とか以外の権限は行使できないということになっております。運営規則というのは、大体、運営規則を制定して、そのとおりに運営するけれども、これは定款上の必須事項になります。

一つ注目していただきたいんですけども、合議制とする一方では、法定の、いわゆる合議制機関として、その運営の最も重要な方式は会議ですけれども、会議は実際、何回開会すればいいかということについて、法律上の要求では有限会社は年1回だけ、株式会社では年2回だけです。当時、個人の権限行使が拘束されて、制限されて、すべて合議機関にした以上、こんな法定開会回数だけで本当に監査という職責を果たすことができるかどうかという議論は以前からありました。

監査業務ですけれども、まず法律の規定は会社法の第54条として、こういうふうに書いております。①から⑦ですけれども。

この中で、様々な解釈がありまして、例えば①は会計監査、②は適法性監査、③は妥当性監査というような解釈がありますけれども、ただ私に言わせてみれば、基本的にはこれは会計監査と業務監査の二つに大きく分けることができ、①は会計監査ですけれども、それ以外は基本的には業務監査ということで、あとはこの中に適法性監査が含まれることは明らかですけれども、妥当性監査が含まれているかどうかについては実は見解が分かれています。ただし、上場会社の特別法令では、内部統制システムの適正性ですか、妥当性が監査事項となりますから、こういうことで妥当性監査が含まれるということは明らかですけれども、上場会社以外の一般会社において、本当に妥当性監査が含まれるかどうか、これは説が分かれて、たとえあったと言われても、実務ではほとんどこのような監査が行われてはいないというふうに言われております。

あとは監査の権限ですけれども、中国的な分類かもしれませんが、職責的権限と手段的権限です。職責的権限というのは、先ほども申し上げました会計監査と業務監査、適法性監査と妥当性監査。これは職責ですね、究極の目的ですけれども。あとは、これらの監査を実現するための方法として、どのような権限が付与されているのかというのは手段的権限ですけれども、まず違法行為です。被疑行為を発見するための手段的権限としては、調査権及び取締役会の出席権とか質疑権とか、そういうような権限が付与されております。一方には、違法行為を発見した後の対応について、どのような権限が付与されているかと言いますと、ここに書いたとおり、まず是正要求権、あとは取締役・高級管理職者の罷免提案権、株主総会への提案権、臨時株主総会の招集提案権、招集権、主催権、代表訴訟の提起権というような権限が付与されております。それぞれ検討すると結構面白いところもありますけれども、例えば総会への提案権ですね、基本的には監査は飽くまで監査で、ビジネスジャッジ

メントとか、要するにビジネス的判断には関与しないというのは原則ですけれども、ただ株主総会への提案権は監査事項に関連するものに限るかどうかですね。法律上にはそういう明文の規定はないです。この提案権はどこまでのものか、そういうようなことは現在、法的には余り明確ではない。これは下手すると、監査役が会社の経営にも関与するということにもなりかねないですから、こういうようなことは、まだ法律の整備が不十分とは言われております。

あとは監事としての義務と責任ですけれども、まず義務としては会社法の148条の1項にはこういうような定めがありまして、この一条だけです、この一条だけですけれども、この中には2分類と3分類と、いろいろな分類方法がありますけれども、法令定款遵守義務と忠実義務と勤勉義務というような分類方法もありますけれども、私に言わせてみれば基本的には忠実義務と勤勉義務ではないかと思えます。忠実義務というのは、ずばり言うと、個人の利益と会社の利益が衝突する場合、自分の利益を会社の利益に優先してはならないというような義務です。ここに書いたとおり、職権を利用して会社から不当な利益を得てはならないという義務です。あとは、勤勉義務ですけれども、日本の善管注意義務と同じ趣旨のものと言われております。

こういうような義務が定められまして、実はそれ以外に例えば地位の濫用とか、そういうような禁止規制もありますけれども、ひっくるめて監事の行為規範となっております。

あと、監事の責任ですけれども、基本的には民事責任です。民事責任の中で、まだ基本的には賠償責任ということは日本とそんなに変わらないのではないかと思います。ただし、ここに書いたとおり、基本的に会社遵守のことしか書いてないから、別に法令違反がないけれども、例えば任務懈怠があった場合、そういう場合も責任を問われるかどうかということは、現在、中国の方は余り明確ではない。少なくとも法律の条文上では責任をとる前提が法令定款違反ということがあったということが言えますですね。だから、別にそんな違反行為がなかったけれども、ただ任務懈怠とかあったとか、そういうようなことだけの場合は責任を問われるかどうかは、今のところは余り明確ではないですね。後で説明しますけれども、今のところはまだ責任追及事例がほとんどできておりませんから、だから我々もこういうところを見極めていくということです。

あとは第三者に対する責任ですね。中国では、そもそも会社法では、会社の役員や第三者に対する責任というものは設けてられてはいません。これは債権者の保護が不十分というふうに言われてはいますけれども。あとは、行政責任と刑事責任がありますけれども、行政責任というのは一般的なものがなく、特別な業者に関するものです。あとは、刑事責任は今のところは上場会社に限ります。

最後ですけれども、ちょっと時間オーバーして申し訳ないけれども、中国の監事制度の問題点と改善策。おおむねこういうようなものであるということを説明したんですけれども、ただある意味、日本と同様、現在は実効的な監督が行われてはいないと。だから、無機能化しているということが指摘されまして、時々報道されるんですけれども、企業には深刻な不祥事が起こったにもかかわらず、その企業の監査報告を見たら、堂々この企業は法律厳守

とかですね、正しく運営されているというふうなことは監査報告の中では書かれていると。だから、今のところは、例えば新聞記事を読んだら、恥を知れとかですね、こんな監事は要らんというようなことは書いているけれども、今のところはまだ代表訴訟とか刑事責任とか、そういうようなところまで発展した事例がほとんどありません。なぜそうなったか、昨日も学者の先生と議論したんですけれども、様々な言い方がありまして、現在はそういうふうになっております。その中で、問題点と改善策ですけれども、まずは独立性を強化するですね。今は取締役会ですね、会社の経営陣から独立性がないんですから、無機能化になっていると言われております。あとは権限の拡充。まずは独任制の導入ですね。先ほど申し上げましたとおり中国は合議制になって、独任制が認められないんですけれども、この独任制を導入すべきだということですね。

あとは、監査委員会と、独立董事ですけれども、実は中国の上場会社の中には委員会設置会社があります。あとは、上場会社に限りませけれども、社外取締役の設置が強制されます。いずれも主な職責は企業経営の監督ですけれども、監査役と彼らの間の関係をどういうふうに調整するのかは、今現在、議論のテーマになっています。

最後は監事の責任の明確化。例えば、責任制限制度とか責任保険制度の早期整備などがテーマです。

以上のことで、駆け足ですけれども、おおむね中国の監査役制度というのはこういうようなものであるということ、ちょっと時間の制約で説明が不十分で浅くとどまりますけれども、あとは質疑のところ、もし御不明なところがあれば是非御質問ください。

どうもありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、今の方新先生の御報告に対するコメントを、同志社大学大学院法学研究科の川口恭弘教授から頂きたいと思っております。川口先生、お願いいたします。

【川口】 同志社大学の川口でございます。中国会社法における監事制度について、要点をまとめてわかりやすく御説明を頂き、本当にありがとうございました。

さて、何と言いましても、本日の御報告の中で第一に注目される点は、監事には、株主代表監事と従業員代表監事の2種類が存在しているということかと思っております。昨今、日本でも従業員代表監査役の選任といったことが話題に上りますので、中国の動向は大変気になるところです。特に、本日の御報告では、従業員代表監事は董事や高級管理職の指揮、命令を受ける立場にあり、この点で監査機関として十分に機能していないという御指摘が注目されます。中国では、一部の従業員を除きまして、監事と従業員の兼任が禁止されていないということから、恐らく従業員代表監事は従業員のまま監事の役職を務めることになっているのではないかと思われまます。そもそも監事を従業員が兼務すること自体、監査する側と監査される側が同一になる可能性が高く、問題があります。経営者のもとで働く従業員が監事になりまして経営者を監視するということが、およそ効果は期待できないのではないかというふう

に思います。中国でなぜ、このような立法になったのかということは、大変興味深いところでございます。

この点について、従業員の視点から経営を監視するという趣旨かなとも思うのですが、従業員の利益と株主の利益が相反するような状況が生まれたときに、会社に対して勤勉義務を負うという従業員代表監事にとるべき態度が非常に難しくなるのではないかと思います。

なお、中国で従業員代表監事が制度化された背景としまして、社会主義国家であるというようなことが影響しているものと想像はいたします。もっとも、企業組織において従業員を重要視するといまして、例えばドイツなどのように経営に参加を認めるというような形の立法もあり得たはずであります。中国ではあえて監査制度に従業員を組み込むという立法をしたわけです。その点について、非常に興味深くうかがいました。この問題は、日本の制度を考える上でも有益な視点かと思えます。

次に、株主代表監事についてですが、必ずしも十分に監視機能を発揮していないという御指摘がございました。その理由として、監事の任命権が事実上、董事会といいますか取締役会に掌握されているからだというふうにおっしゃられたわけです。

この点、日本におきましても安定株主工作などがとられておりまして、事実上、議案の提案権を持っている取締役が監査役を選任しているのではないかというような見解も述べられているところでございます。中国でも監事は株主総会で選任されるわけですが、そうすれば株主は監事候補者に不満であれば、その選任を否決できる仕組みになっているはずで。この点、日本と同じような状況が株主総会において生じているのか。親会社あるいは支配株主が存在している会社であれば、その親会社、支配会社が事実上、人事権を握るということは分かるのですけれども、それ以外の会社で経営者側が人事権を握ることができる構造について知りたいと思ったところです。

なお、監事会の開催についてですが、法律上、今日も御報告にありましたように有限会社では年1回、株式会社では年2回開催するというので足りるそうです。

実は、方新先生が「月刊監査役」に論文を書かれておりまして、それを拝見したところによると、実際に開催された回数というのは年に3回から5回ということのようです。これからも、監事会というものは積極的に活動を行っているという様子はいかがでないわけでございます。

他方、監事は業務監査の一環として、様々な調査を行っているのではないかと思います。しかし、監事1人で行動できる範囲というのはおのずと限られております。この点について、中国では監査スタッフというのがどれだけ充実しているのか気になるところでございます。実は日本でも、よく御存じのとおり、監査スタッフが充実していると言えない会社もあるのではないかとされておりまして、監査体制の整備が急務になっております。また、監査スタッフを置く会社でも、当該スタッフが経営者から独立していないと、監査は十分な結果を得ることができないわけでございます。

さらに、中国では、日本と同様、内部統制システムの整備が進んでいると聞きます。このような会社で、監事と内部監査部門とがどのように連携をしているのか。これらを含めて、

監査業務の実態についていろいろ知りたいと思いました。我々の方も、この研究会で現地調査を予定しておりますので、これらの点については来年のシンポジウムに向けた課題にさせていただきますというふうに思います。

方新先生、今日はどうもありがとうございました。(拍手)

【司会(松原)】 どうもありがとうございました。

では、次に、香港のアントニー・ウォン先生から、香港における監査制度の概要というテーマで御報告を頂きます。それでは、アントニー・ウォン先生、よろしく願いいたします。

「香港における監査制度の概要」

報告者：Hastings & Co., Solicitors & Notaries 弁護士 Antony Wong

コメント：名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

【ウォン】 麻生所長、そして原田理事長、皆様こんにちは、アントニー・ウォンと申します。ヘイスティングス・アンド・カンパニーのパートナー、弁護士を務めております。本日は、この場でお話しできることを大変うれしく思います。香港での我々の経験をお伝えできればと思います。

申し訳ありません。前のスピーカーのように日本語は一切できません。ということで、私は英語でお話をさせていただきますので、御辛抱いただきたいと思います。

本日の発表は2部に分けてお話ししたいと思います。まずは「香港における監査制度の概要」をお話しし、そして二つ目は、第2部として、「外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用」ということで、大体、半々の時間を使ってお話をしていきたいと思います。

私の発表のフルテキストは26ページぐらいございます。ということで、すべてを今日ここでお話しすることは、その長さからいって無理だと思いますけれども、参加者の皆さんでフルテキストに関心をお持ちの方、私にコンタクトを取っていただくか、あるいは主催者の方にお話をいただければお届けできるかと思えます。

そこで、まず、第1部として「香港における監査制度の概要」から始めます。

まず、香港での規制当局、こちらは会社登記所ということであるわけですが、そしてこの香港法第32章の会社条例が基になっております。香港は御承知のように150年間、英国の支配下にありまして、97年に香港に返還されたわけですが、だからといって完全に中国化されたわけではなく、英国の伝統がまだ息づいております。ということで、会社法そして法体系を見ましても、イギリス、そしてその他の英連邦諸国と類似しております。

そして、一つ会社条例が義務づけていること、これが財務諸表を毎年監査しなければいけないということ、これは香港公認会計士協会がその基準というものを定めております。そして、この会社条例の131条の下で、公開会社であろうと非公開会社であろうと監査人を選任しなければいけないとなっております(第I部 1.)。これは外部の監査人です。そして、監査人としての資格を持つ人たちというのは中国本土の状況と違いまして、会社の従業員であっ

てはならず、独立した外部の人間でなければいけないということで、従業員であってはならないということです。独立性ということがそれで担保されるわけです。

そして、その監査人報告書でありますけれども、監査人の報告におきましては、これは会計報告書に必ず監査人報告書を添付するということであります（第Ⅰ部 2.）。そして、それを連結グループ会計報告書に添付していくということであります。香港ICPA、この公認会計士協会の基準の下では、その監査人は会計報告書が適正に作成されているかどうかということ、これは141条に従って検討しなければいけません。また、監査人の意見として、バランスシートまたPLに照らしてみても、確かにこの会計報告書が真実かつ公正な外観を備えているかどうかということを見なければいけません。また、さらに(c)としましては、会社が会計帳簿を適正に維持しているかということを見なければいけませんし、(d)としては、この会社の貸借対照表及び損益計算書が帳簿と合致しているかどうかということを見なければいけません。したがって、この報告書と会計報告書、一致していなければいけないということになります。

そこで、次に、監査人の義務に移りますが、第1に、監査人にとっては検証義務というものがあります（第Ⅰ部 3.1）。すなわち会計報告書、財務諸表が正確であるということを検証する義務があります。その点に関しては、財務諸表の裏づけなどのデータを取らなければいけません。そして、何か疑わしいところなどが見つかった場合には、更に調査・検証を続けることが義務とされております。そして、何か問題が発見された場合、例えば不一致が発見された場合には、より注意を払って検証をするということが求められております。

第2に、会社の内部統制システムの妥当性を評価する義務というものもあります（第Ⅰ部 3.2）。そこでは、果たして会社がこの内部統制システムに頼っているのかどうかということを検証します。内部統制システムが十分強力なものであるのかどうか、弱点などはないのかどうかということを検証し、そしてそれが実際機能しているかどうかということを検証します。何らかの形で内部統制システムに問題が発見された場合には、それを経営陣に速やかに報告することが求められます。

第3に、監査人として調査遂行義務を負っています（第Ⅰ部 3.3）。これは、いわば監視役でありまして、随時、帳簿等あるいは伝票にアクセスする権利を持っております。そして、会社側がこれらの要請された文書を監査人に渡すことを拒否した場合には、監査人はそれを監査人報告書の中に述べることができます。すなわち、監査人自身はそれを検討したけれども、また、要請したけれども拒否されたということ述べることができるわけです。

また、監査人の責任に関しましては、制定法上の責任とコモンロー上の責任があります。

この制定法上の責任というのは（第Ⅰ部 4.1）、例えば141条のように、もし監査人が義務違反をした場合、そして152条では例えば監査人が隠ぺいをしたり、あるいは帳簿を破棄したりした場合の責任が述べられております。そして、349条では、意図的に、知りながら、誤った虚偽の報告をした場合、この制定法上の責任が問われるということになります。

コモンロー上の責任としましては契約違反、そしてまた、もう一つ注意義務違反があります（第Ⅰ部 4.2）。注意義務違反というのは、監査人が善管注意義務に違反したということで

あります。すなわち過失があったということです。そして、懈怠等があった場合には刑法の下で収監される場合もあると、禁錮刑も受け得るということです。

責任の制限ということであります(第I部 4.3)。唯一、監査人が香港の場合で、例えば罰金に処されない、刑務所に入れられないというのは、どれほど過ちを行ってしまったとしても、誠実に合理的に行動したということを証明すれば逃れることもできるということであります。

次に、会計報告書の回付及び届出要件でありますけれども、定時株主総会から21日前までに、会社の会計報告書と取締役報告書、監査人報告書をすべての株主へ回付しなければなりません。十分な時間を与えて、それを吟味してもらう猶予を与えなければいけないわけです。そして、上場会社は年次報告書を会社登記所へ届出する必要があります。非上場会社の場合にはそうする必要がないわけですが、上場会社の場合には会計報告書を年次報告書とともに、また、監査報告書とともに出す必要があります。

香港におきましては、日本で言うところの監査役制度があるのかどうかと聞かれました。日本の監査役制度には取締役の行動などをチェックする役割があるということですが、香港ではそのような監査役制度はありません。それに代わるものとして、監査委員会というものがあります(第I部 6)。監査委員会は上場企業だけを今は対象にしております。しかし、方向性としては行く行く、この先の話として、すべての企業が監査委員会を備えることが求められると思います。現状では上場企業のみを対象にしています。

次に、監査委員会そのものについて歴史からお話をいたしますと(第I部 6.1)、現在、この監査委員会というのは、コーポレート・ガバナンスの点で多くの国で採用されております。そして、この国際的な動向に沿って、98年の5月に香港証券取引所はこれを導入いたしました。メインボード、本市場に上場している企業は監査委員会を義務づけられました。これは、さらに成長企業市場、GEM (Growth Enterprise Market) の、例えば成長企業、ナスダック的な企業にもこれの適用が広げられました。そして、上場企業においては、これは義務づけられて強制されております(第I部 6.2)。

そして、この監査委員会の構成としては(第I部 6.6-6.9)、非執行役員のみがメンバーとなるということで最低3名とし、そして、そのうち少なくとも1人は独立した非執行取締役でなければいけません。委員長は独立した非執行取締役、INED (independent non-executive directors) と称しておりますけれども、そのような人でなければいけないということで、やはり会計、財務の専門家が入っていることが望ましいということで、香港のICPAのガイドというものが出されております。2002年の2月に出ておりますので、詳しくはそちらをごらんいただきたいと思います。

では、委任事項としては監査委員会に何が託されるのでしょうか。

まず、会社と外部監査人との関係を検査します(第I部 6.3)。監査委員会は取締役会に対してレコメンデーションを出します。これは、外部監査人の選任、再任、解任に関してです。そして、それと同時に、監査人が独立性を保っているのかどうか、客観性があるのかどうかということを検討し、モニターしていきます。そうでない場合には解任されるわけです。

そして、二つ目の役割としましては、株式の発行体、会社の財務情報の検査をします（第 I 部 6.4）。財務諸表というものが、誠実で完全なものになっているのかどうかということを検討いたします。会計報告書、そしてアニュアルレポートなども検討いたします。そして、1年に1度会議を開き、何か不適切なことが行われてないかということを見ます。

また、この株式発行会社における財務報告システムと内部統制手続が正しいかどうかを検査します（第 I 部 6.5）。内部統制システムにおいて問題があれば、経営陣に対してそれを報告するということになります。

監査委員会の構成ですけれども、まず組織です（第 I 部 6.6）。

監査委員会は取締役会の委員会として設立されます。書面による委任事項に基づきます。そして、具体的に監査委員会の責任範囲は何なのかということが明記されます。

構成員としましては3名から5名で、会社の規模によって決まります（第 I 部 6.7）。そして、すべて独立非執行取締役でなければなりません。特に委員長は独立でなければならないということです。では、独立とは何を意味するのでしょうか。

独立性というのは（第 I 部 6.8）、その取締役が単にその会社の社員ではないということだけではなく、何らかの形で経営に参加していないということが担保されなければいけません。例えば、どこかの部門で仕事をしているとか、あるいは支配的な株主と何らかの関連を持っているという人であってはいけないわけです。こういった独立取締役は、その任期中、何か利害を持った場合には、その会議において、その議題に関して利害があることを宣言し、その場で審議に加わってはならないということになっています。

委員長ですが（第 I 部 6.9）、言いましたように、この委員長というのは独立でなければいけない、非執行取締役でなければいけない、そしてまた取締役会にはいつでも話をすることができなければいけない。特に、取締役会の議長には、そのような意思疎通経路を持たなければいけないということです。また、事務的な意味でも、財務担当の取締役とも密接に協力をする、あるいは外部監査人とも意思疎通の経路というものが確保されていなければいけません。

監査委員会の責任ですが、監査委員会の委任事項ははっきりと明記されていなければいけません。四つの主要な責任があります。

まず、第1に財務等の報告、第2に財務統制及びリスク管理、第3に監査、第4に、その他の義務及び責任です。私のペーパーの配付資料の中でも4枚、5枚ぐらいかけておりますけれども、簡単に御説明します。

財務等の報告ですけれども（第 I 部 6(D)）、監査委員会がまず検討するのは完全性、正確性、公正性というところであります。例えば財務諸表、取締役報告書、取締役会議議長の意思表明、そしてまた、経営者による業績の解析と分析というものが正しいのかどうかと、また、完全であるのかと、誤った判断を、それを見る人がすることがないかどうかを担保しなければいけません。

また、内部統制及びリスク管理に関しましては、それがきっちりと備わっていること、またきちっと定着し、遵守されているかどうかを見ます。

また、次に、監査ですけれども、監査委員会は内部の監査の対象範囲と外部監査の対象範囲の双方を監査します。リスクがある全分野を検討できるように監査します。例えば、余りにも容易に不要な資金が支払われていないかどうかというようなことを見ます。

あるいは、その他の義務及び責任におきましては、その他委任事項中に記載された、より広範な問題というものを扱うことができるということです。

取締役会への報告です（第I部6(E)）。

いかに委員会がきちりと機能していたとしても、会社は監査委員会を生かすことができない場合があります。それは、取締役会が監査委員会の検討事項について知ることができなかった場合です。したがって、意思疎通経路が明確に定義されていることが極めて重要であり、取締役会と監査委員会の間の意思疎通が行われなければいけません。そして、取締役会議長と監査委員会の委員長との間の意思疎通というものも、明確に図られることが必要です。

ここで、この部分の結論に入りますけれども（第I部6(F)）、香港の監査委員会というのは、もちろん上場会社だけを対象にしておりますけれども、会計監査という重要な役割が一番でありまして、業務監査において果たす役割の重要性は低めになっております。言いましたように、業務部分というのは通常、内部統制がしっかりしているかどうかというところを見るということが主体であります。すなわち、日常的な経営を監査するわけではありません。むしろ、日常的な経営に関しましては取締役が経営監視義務というものを負っております（第I部7）。

香港会社の香港の法律、そしてまた香港企業の設立基本文書を見ますと、第80条においては「会社の事業は取締役が管理するものとする。」と書かれております。すなわち、会社の事業は取締役が管理するものとするとして書いてありますので、取締役には注意義務があつて、そしてメンバー全体を代表して業務を遂行する必要があると。そして、そうするに当たって、彼らは、すべての日々の会社の業務というものを管理することを求められております。会社が小さい会社である場合には、取締役の経営というのは直接的なものになります。しかし、大会社であれば、取締役は当然のことながら、様々な機能を様々な部門に委任していく必要があります。ということは、取締役はその働きを監督するということになります。ただ、何か問題が起きた場合、経営ミスなどがあつた場合には、その最終的な責任は取締役が負うということになりますので、注意義務があります。これで、第1部を終わります。

次に、第2部の「外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用」に移ります。

第2部の方が皆様の関心が高いものであればと願いますが、第2部というのはビジネスマンの方の関心事項ではないでしょうか。香港に会社をつくり、中国に進出するという形です。外国会社がアジアにおける事業に向けて、又はこの地域全体、香港、特に中国の事業に向けて香港会社をつくる場合、選択肢が三つあります。一つは支店をつくるということ、又は駐在員事務所、又は香港の子会社をつくるということです。この一つ一つについてお話をします。

まず、支店です（第II部(1)）。外国資本会社は、香港内に非香港会社として事業所を設立

することが会社条例第11部に基づいて可能です。別個の会社をつくる必要は、この場合ありません。日本の会社を介して、第11部の会社として登録をするわけです。しかしながら、商業登記証を申請する必要があります。これは香港内で事業活動を行う場合です。また、会社登記所へ年次報告書の届出を必要とします。このような第11部による会社の対処としては、年次報告書とともにグループ会計報告書の届出を毎年必要とするという短所があります。多国籍企業の中には親会社の会計報告は出したくないというところもありますので、これが一つの短所となります。これが第11部に基づくものです。

そして二つ目の選択肢、駐在員事務所をつくるという選択肢ですが（第2部（2））、駐在員事務所といいますのは、香港でのプレゼンスというのが販促活動、宣伝活動のみだという場合に適しています。つまり、香港に事務所をつくりまして、お客様向けの窓口になるだけで、そこでは利益を上げないという場合です。また、法的な義務が発生しないような場合です。これが駐在員事務所となります。何らかの法的な義務が発生する、あるいは利益を上げている場合、これは駐在員事務所とはなりません。駐在員事務所の場合には、第11部に基づく登記は必要ではありません。また、商業登記も必要としません。というのは、ビジネスの活動をしていないということが香港で言えるからです。

三つ目の形、これは香港子会社です（第Ⅱ部（3））。最も一般的に使われている外資系の形態と言えます。香港の法律のもとで有限会社をつくるわけで、この場合、外国の親会社が100%保有する、あるいは外国の親会社が指名する会社が100%保有するもので、一つの大きな長所としましては、外国親会社の責任が限定できるということです。香港の子会社は、独立の法的主体とみなされるわけです。自立しているとみなされます。それぞれの活動、そして責任はそこに限定される。あるとき例えば破産する、倒産するということになりましても、親会社にその影響は及びません。香港会社のみが清算されるということになります。

監査に関して必要あるかどうか。事業活動をしていればあります。事業活動をしていなければ監査を受ける必要はありません。

納税義務ですけれども、もちろん収益を上げるわけですから納税が必要です。もし、香港の子会社が香港内で発生した収益があるという場合には、収益税を払わなければなりません。

香港内で発生した収益、また香港における事業活動に由来した収益というのはどういう意味かということですが、例えば香港に会社をつくり、取締役たち、あるいは直接北京で仕事をして北京で収益が出ている場合、これは香港から発生した収益でしょうかということが問題になります。これがグレーゾーンとも言えます。香港の税当局はどうするかというと、通常、納税者が利益を得るためにどういう活動をしたか、そしてどこからその活動が源泉されているかということを見るわけです。そして、すべてがこれは香港でできたもの、あるいは大きなところが香港発生だといった場合には納税義務が出てくるわけです。あるいは、比例配分することもあります。60対40、70対30、こういう形で納税額が決まってくることもあります。

購買・調達事務所としての香港子会社の位置づけ、これもどんどん最近では一般的な形で、特に欧米の会社で見られている形態です。外国の貿易会社が香港に子会社を、調達あるいは

購買事務所として設立します。中国大陸から物品を購入するわけで、もしこの香港の子会社がこのような場合に販売にかかわっていない場合、香港の内外を問わず販売活動をしなければ、香港の法律では収益税の納付義務はありません。しかし、通常はかかっていることが多いわけで、外国の貿易会社が香港の会社を使って物品を中国から購入し、そして本国でこれを再販するということがよく見られます。そうした場合には、移転価格の問題が出てきます。監査役にとって移転価格というのはよく御存じのものだと思いますが、移転価格と言いますのは、それぞれ関連する会社がお互いに、財やサービスに対して幾ら設定するかというものになります。

香港の会社が中国の会社からペンを10ドルで購入したとします。そして、そのペンを日本の会社に再販する場合、そして日本の会社が日本の市場でそれを100ドルで売ったとします。利益をどのように分けるのか、すべての利益が日本につくのか、あるいは香港につくのか。90ドルの利益がここでは上がっているわけです。

通常、移転価格というのは、ある国から別の国へ利益を動かすためのものです。通常は、最も税率の低い国に利益を移転したいわけです。香港の税率は16.5%、日本は比較的高い税率ですから、会計士あるいは監査役は、通常、もっと多くの利益を香港につけるようにというわけです。日本に全部つけるよりも、その方がいいだろうということを言います。しかし、現在、中国そして香港におきましては、移転価格の取締りは強化されています。そうでなければ納税が、なかなかされないということになるわけです。

これが最後の部分です。

香港を使い、香港会社を子会社として活用して、そして香港及び中国で事業を執行する場合の長所として10個挙げておりますので一つずつ見ていきます。

まず、第1に、香港では海外への利益の、あるいは資金の送金が自由にされます。外資に対する為替管理・規制が一般的にないからです。外国の貿易会社は香港に会社を設立するとき、1ドルの払込み済出資金ということで作ることができます。それ以外の必要な額については、融資という形をとることができます。

第2に、これは税率です。香港は、この地域でも最も低率な利益（地域）のうちの一つです。2009年、2010年の収益税率ですが、法人企業が16.5%、そして非法人企業、個人に対しては15%、比較的低いものです。また、第3に、キャピタルゲイン税はありません。

そして、第4に、中国で発生し、あるいは中国から来ているものでない収益に関しての税率はありません。

また、第5に、配当金であるとか海外の収入に関しては税はありませんし、第6に、遺産税、相続税は廃止されました。香港で財産を持っている、あるいは株式を持っていると、そこで亡くなっても遺産税、相続税はありません。別の事情、例えば遺書を書いているということであれば別ですけれども、そうでなければ遺産税、相続税なしということになります。

第8に、香港は国際金融の中心地です。2009年のグローバルな金融の指標では、アジアの中で最も競争力のある金融の中心地だと言われています。そして、様々な資金へのアクセスがあります。金融環境も良好。そして、大規模なエクイティ市場もありますし、事業資金の

調達源としてはベンチャー資金も含めまして多様な調達源があります。

また、第9に、香港は中国への玄関口、そして珠江デルタへの入口でもあります。珠江デルタというのはこちらの地域です。オレンジ色で示している地域が珠江デルタです。中国南の沿海沿いの省を主に示します。香港と珠江デルタというのは世界の工場とされています。アジアの主要な企業は大体、飛行機で3時間、3.5時間のところにあり、そして世界人口の多くの部分というのが5時間以内にあると、半分ぐらいがそこにあるということです。そして、珠江デルタというのは中国で最も急速に成長しています。中国のGDPの10%を占め、また中国の輸出の30%を占めています。香港と珠江デルタというのが、長期にわたってWin-Winの組合せだと言われております。このアレンジのもとで、香港が資金、あるいは経営スキル、技術を提供します。また、市場の知識も提供する。あるいは事業のインフラを提供します。国際市場のアクセスも香港が提供し、そして珠江地域の町は低賃金の製造、そして急速に伸びている世界市場のうちの一つです。そして13億の消費者を抱える市場をも提供するわけです。

外資は香港に会社をつくって、そこを入口として入っていこうとします。できるだけリスクを限定したいと考えているわけです。重要な役割を、全部香港の会社の中に入れます。国際的な会社であるとか調達、あるいは経営、金融、IT、そして専門サービスを香港に集中したいと、すべての卵を一つのバスケットに全部入れたくないということの表れと言えます。

先ほど申し上げました第1点から第9点を聞いても、まだ香港に事業所をつくるということがいいと思わなくても、第10点を読めば、やはりこれは香港につくるべきと考えられるのではないかと思います。

第10点は、中国政府が香港に対して行った取組で、1997年、中国に香港が返還されてから、中国は強力に香港をサポートしてまいりまして、2003年に香港は香港・中国経済貿易緊密化協定を結びました。CEPA（Closer Economic Partnership Arrangement）と呼んでいます。CEPAというのは自由貿易協定であり、中国の中央政府と香港特別行政区の間の協定で、香港会社は株主であれアメリカでもイギリスでも、そして日本でもいいんですけれども、香港の会社は優遇措置を中国大陸市場に対して持っています。

この優遇措置、2種類ありまして、まず一つ、香港を源とする物品を中国へ非課税で輸出することができます。日本から中国への物品については課税されますけれども、香港製の物品に関しては非課税です。

二つ目の利点としては、香港の会社のサービス業者の場合、これは44の分野を対象にして、ここに44書いてありますが、会計とか航空輸送、視聴覚、銀行取引、建物清掃、コンピュータ関連業務、文化、流通業務、物流、印刷、保険、鉄道、不動産・建設等々となっています。

これは、また後で見ただければと思いますが、この44のサービス分野におきまして、サービス業者は優遇措置を受けることができます。中国における事業所の設立であるとか、サービス、供給に関しての優遇措置です。例えばタックスホリデーなども与えられますし、又は政府による支援などが得られます。香港のサービス業者でなければ、この領域の分野の中には参入が禁止されている分野もあるわけです。しかし、香港は中国の一部だということ、

香港の会社であればこうした分野への参入が認められています。

CEPAを2003年に結んで以降、六つの追加分野が入っています。これは、優遇措置の範囲とその深さが更に増しているということが香港の会社に対して言えます。CEPAの協定を利用することによって、香港の会社は中国で100%外資会社を設立することができます。これはWOFE (Wholly Owned Foreign Enterprise) と呼んでいます。WOFEは中国での100%外資会社のことです。100%外資会社によって優遇措置を受けることができます。香港サービス業者の資格を得るために、香港会社はある一定の基準を満たすことが必要です。四つの基準があります。

まず、香港サービス業者は香港で設立されなければなりませんし、香港で3年ないし5年営業していることが必要です。3年ないし5年というのは分野によります。また、香港における収益税の納税義務を負い、かつ従業員の50%以上を香港で現地雇用しているということです。残りの50%は、もちろん日本からでもいいわけです。こうした四つの基準を満たさないと香港サービス業者という資格を得ることができ、そしてCEPAにのっとってCEPAの便益を享受することができます。

私が、例えば日本の会社であった場合、香港に今事務所をつくり、3年待って、5年待って、そして香港のサービス業者の資格を得ることができるわけで、ただそれだけ待てないという場合には、既存の香港の事業を買収することができます。関心のある領域で50%、100%買収すると。そして、そこを中国に入っていくための足がかりとして使うことができます。

今回の私の発表の全文を見ていただければと、CEPAの詳しいウェブサイトなども載せております。CEPAについて関心のある方は私に御連絡いただくか、あるいは今回の主催者に御連絡いただきましたら、私の発表のコピーもお渡しできるかと思います。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

では、引き続き、今のアントニー・ウォン先生の御報告に対するコメントを、名古屋大学大学院法学研究科の中東正文教授から頂きたいと思います。それでは中東先生、よろしくお願いたします。

【中東】 名古屋大学の中東でございます。先生の大変興味深い御報告を拝聴しました。ありがとうございました。

私からは、第2部について1点のみ、第1部の内容にも触れる形でコメントをさせていただきます。

第2部において先生のお話を伺いますと、香港をアジア諸国への事業展開の拠点に使うことが大変興味深いということがよく分かりました。ただ、実際に活用されるとなると、日本の会社としてはグループ監査上、検討すべきことが出る可能性があるかと思っております。どの進出形態をとっても、もちろん日本の会社の監査の対象になるわけで、日本の会社の監査役の監査の対象になるわけでありますが、取り分けここでは最も活用されるとされています現地法人を設立する場合を考えてみます。

先生のお話によりますと、香港の会社では、業務監査を担保する機関が社内にはないということですが、外に株主の権利としてはどうか、行政的な規制はどうか、昨日の打合せでも少し議論させていただいたところではございますが、少なくとも社内にはないということでした。そうなりますと、日本の監査役が現地法人の意思決定などをどのように監査をするのが問題になると思います。その場合に、現地法人の法制度に基づいて、もし現地法人の内部で適正な業務監査がなされているということであれば、これを一定程度、信用するということがあり得ることかと思いますが、これができないということになるかと思いますが、実質的には、別法人として現地に何か置くというのではなく、一定の支店等を置いた場合と同じような形の監査が必要になるのかもしれないと思っております。この辺は、また監査の在り方として議論すべき点かと存じます。

私のコメントは以上でございます。先生のお話を伺いまして、池田先生と予定させていただいております現地調査が、ますます楽しみになりました。川口先生のお言葉を借りて申し訳ないのですが、川口先生のチームと同様、来年のシンポジウムで、現地調査の成果を御報告申し上げることを楽しみにしております。

以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。